

指定給水装置工事事業者更新の注意点

『指定給水装置工事事業者更新の注意点』をご確認いただき、別添申請書類に必要事項を記入し 9 月 1 日までに提出をお願いします。申請書類についてはホームページにも掲載しています。

また、更新については現在の指定内容に基づいて行うものとされているため、更新時に変更ができませんので、現在の状況と指定内容が相違している場合は、更新申請を行う前に変更申請をしてください。

1. 更新に必要な提出書類

①指定給水装置工事事業者更新にかかるチェックシート

②様式第 1 指定給水装置工事事業者指定申請書

※表面の『事業の範囲』が定款・登記事項証明書に記載されている場合は、「定款に記載のとおり」「登記事項証明書に記載のとおり」と記載して差し支えありません。

③様式第 1 別表 機械器具調書

- ・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ、簡易塩素測定器具

※機械器具の写真を必ず添付してください。

④様式第 2 誓約書

⑤別記様式 指定給水装置工事事業者確認票

指定工事事業者の業務内容を把握し、水道利用者への情報提供のため指定工事事業者の情報の充実及び、主任技術者の研修実績や技術向上のための講習受講確認、励行を目的としています。

※研修受講実績について、外部機関（eラーニング、現地研修会等）の研修を受講した場合は、受講を証明する書類（受講者証）の写しを添付してください。また、社内研修等で終了証がない場合は、確認票に研修内容を記入し提出してください。

※技能を有する者の状況については、保有している資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

⑥その他添付書類

- ・法人は「定款及び登記事項証明書」
- ・給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し
- ・現在発行の香美市指定給水装置工事事業者証（以下「指定証」という。）の写し

※記載事項に不備がないか確認し、チェックシートのチェック欄に記入してから提出してください。

2. 書類の提出方法について

更新書類の提出は、香美市上下水道局窓口での対応とさせていただきます。

3. 更新手数料について

更新手数料：5,000円

手数料は、申請時に上下水道局窓口で納付してください。

※書類の不備や更新が妥当でないと判断され、更新できなかった場合でも、更新確認作業に対する事務手数料ですので返金等はいたしません。

4. 指定内容に変更がある場合

更新申請は、現在の指定内容に基づき行うため、申請時に代表者名、役員名、主任技術者などが従前の内容と違っている場合は、申請書類を返却します。変更の届出が承認されたのち申請を受付けます。

変更申請についての提出書類は、香美市HP『香美市指定給水装置工事業者指定及び変更申請書類（工事業者用）』で確認してください。

※指定内容の変更の届は、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条に基づき、事由発生後30日以内に水道事業者へ提出をしなければなりません。

5. 新指定証の受取り

更新完了の通知及び連絡については行いませんので、10月3日以降に「旧指定証」を持参してください。旧指定証とさしかえに、新しい指定証をお渡します。

6. 更新対象者

平成15年4月1日から平成19年3月31日までに香美市より指定を受けた給水装置工事業者。※現在休止している指定給水装置工事業者も対象です。

7. 指定の失効について

更新制度の導入により、指定の有効期間内に更新しなければ、指定給水装置工事業者としての効力を失い、香美市内での給水装置工事をすることができません。

失効した場合は、香美市の指定工事業者一覧から情報を削除します。届出がなく、失効した場合の通知等はいたしませんので、ご注意ください。また、更新通知が

宛て先不明で返送された場合も、不明業者の追跡調査等を行いません。

※受付期限が迫って提出し、指定台帳と相違している場合でも申請書類は一度返却します。変更内容によっては更新が間に合わず失効する場合があります。

※更新手続きは、受付期間内に余裕をもって対応してください。

◆指定を失効し工事を行った場合

〈失効前に契約・工事申請している場合〉

失効前に契約が成立しているため、施工から完了まで工事をして罰則の対象とはならない。

〈失効後に契約・工事申請した場合〉

過料及び一定期間、香美市の指定登録ができないなどの罰則対象となります。

8. 指定の有効期間について

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H15.4.1～H19.3.31	〃 3年:令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	〃 4年:令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	〃 5年:令和6年9月29日まで

上表以降指定を受けている業者については、指定を受けた日から5年間となっています。

9. その他の事項について

更新申請については、水道法及び水道法施行規則、香美市指定給水装置工事事業者規程などを確認していただき、法令に沿った申請をお願いします。

ご不明な点等ありましたら、下記まで問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】

香美市上下水道局

総務係 担当 和田

Tel : 0887-53-1086

FAX : 0887-53-3051